

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成27年9月10日(木) 午前10時～午後1時44分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 塚本秋雄 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 鬼頭博和 委員 梅村均 委員 黒川武
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員 市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 山田
日出雄
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 富 邦也、同主査
佐野亜矢、同主任 黒田かおり、環境保全課長 西井上 剛、同主査 浅野
弘靖、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、同主査 小野 誠、長寿介
護課長 山北由美子、同主査 浅田正弘、学校教育課長 石川文子、同主査
今枝かづき、生涯学習課長 片岡和浩、同主幹 中野高歳、同主幹兼図書館
長 寺岡秀樹、同主査 木村伸佳、子育て支援課指導保育士 八木純子、同
児童館長 柴垣裕子、同主査 佐藤さとみ

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案第56号	岩倉市税条例等の一部改正について	賛成多数 可決
議案第57号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第58号	岩倉市手数料条例の一部改正について	賛成多数 可決
請願第5号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる 環境をもとめる請願書	全員賛成 趣旨採択
請願第6号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第7号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願 書	全員賛成 採択

請願第 8 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採択
陳情第 3 号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	政策提案として位置づけた
陳情第 4 号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	聞き置く

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、皆さんおはようございます。

委員全員出席をいただきましてありがとうございます。

開会する前に、本日の進行・流れなんですけれども、最初に、岩倉市の議会の慣例によりまして請願・陳情のほうを、陳述人が見えておりますので、先に審査をしていくということと、その後、議案についての審査、そして委員会の協議会ということで進めてまいりたいので、よろしく願いいたします。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件と請願4件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題としてまいりたいと思います。

審査に入る前に、当局は後ろにおると思いますので、挨拶ありますか。どうぞ。

◎健康福祉部（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

昨日は、台風18号が愛知県に上陸いたしました。岩倉市におきましては、幸いに大きな被害はなかったという状況でございます。これから本格的な台風シーズンを迎えますので、議員の皆様方からの情報提供など御協力をよろしく願いいたします。

さて、本日の厚生・文教常任委員会におきましては、岩倉市税条例等の一部改正を初め、3件の条例改正の審査をお願いするものでございます。本日は、主査以上の職員を出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思います。

陳述人がお越しになっておりますので、請願の審査から始めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。

それでは初めに、請願文書表があるかと思っておりますけれども、請願第5号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」についてを議題といたします。

請願代表者の皆さんが見えておられますので、意見陳述されたいと申し出がありますので、これを認めます。

意見陳述をお願いしたいと思いますが、4名の方が陳述されるそうなので、それぞれお名前を言っていただいて、よろしくをお願いしたいと思います。順番をお願いします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会代表（貴船彰彦君） 皆様、おはようございます。

請願理由と請願項目について陳述いたします。

岩倉市では、市民のさまざまな状況に合わせて子育て支援サービス等が充実しています。これは、先人の方々の運動や現場の保育士の声を通じて、限られた財源の中で実現してきた岩倉市行政のおかげです。

現在、日本経済状況は、やや上向いてきたとはいえ、まだまだ国民全体が享受できているわけではありません。消費税も上がり、本年度から子ども・子育て支援制度が施行され、保育環境が大きく変化しています。全ての子どもたちが愛し愛されて育つ環境を守るため、母子・父子家庭、支援児のいる家庭はもとより、一般の家庭にも寄り添う保育を岩倉市全体で取り組んでいく必要があります。

また、就業中の保護者にとって、子どもが病気になったときの対応として、いざというときに公的機関の施設は大変心強いです。尾張地区でいち早く病児保育に取り組んでくださったことに感謝申し上げます。

しかしながら、利用者の声を聞きますと、休診日には、やむを得ず保護者が休みをとった、利用時間が就業時間に合わず利用しづらい、他市の施設を利用したなどといった返答がありました。現状に合った岩倉市の病児保育施設の増設や、他市の施設利用時の料金助成を要望いたします。

今回の請願をするに当たり、議員の方々と何度もお話をさせていただきました。お忙しい中、たくさんの御指導・御指摘をいただき、親身な対応に保護者一同、心より感謝しております。3,145筆の願いを実現していただきますよう、子育て環境のさらなる発展を望み、請願いたします。以上であります。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

次をお願いします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（内藤史織君） よろしくお願ひいたします。

1つ目の「保育を必要としている人が適切な保育を受けられるよう、保育園入園選考基準の緩和や一時保育の拡大及びその適切な広報を実施してください」について陳述いたします。

岩倉市としては、保育園に入園できずに待機している子どもはほぼいない

という認識ですが、潜在的に保育園に入園できずに困っている親子は少なくないのが現状だと私たちは認識しております。

私たち父母の会連絡会が、公立保育園に通っている保護者を対象に、本年3月に実施したアンケート結果から、親の就労形態によって、希望する時期に保育園へ入園できたかどうかの割合に格差が生じている現状が明らかになりました。正規労働者と非正規労働者で、希望する時期に保育園へ入園できた割合を比較すると、正規労働者の割合が62.8%なのに対し、非正規労働者の割合は55.9%と下回っており、非正規労働者にとって厳しい現状が浮き彫りになりました。

当アンケートで、保育園に入園できなかった場合の対処法で一番多かったのが「認可外保育園に預けた」という回答でした。ですが、本年4月より、頼みの綱であった認可外保育園も岩倉市内に一園もなくなってしまい、今後、ますます保育園に入園できず困窮する家庭が増加するのではないかという懸念を抱いております。

保育園に入園できなかった場合のほかの対処法として、仕事をやめた、あるいは託児所のある会社に就職したなど、保育の必要性を切実に訴える回答もありました。さらに、非正規労働等のために保育園入園選考基準を十分に満たさず、初めから入園を諦めて保育園に申し込まない保護者や、就労を希望しているにもかかわらず、保育園に子どもを預けることができないために、就職活動すらできない保護者もいらっしゃいます。

このように、保育を必要としているにもかかわらず、適切な保育を受けられず困っている市民がいる現状を御理解いただければ大変ありがたく思います。

日本における非正規労働者の割合は現在37.4%であり、女性ではその割合は半数を超えていると言われております。現在の保育園入園選考基準が施行されたのは何十年も昔であることは想像でき、施行当時と非正規労働者の割合が年々増加している現在の社会情勢では大きなギャップがあり、時代の変化に合わせて保育園入園選考基準を見直すことは必然ではないかと思われまます。この選考基準の見直しや一時保育の拡大は、切実に保育を必要としている市民の困窮を救うことにつながると思います。

若い世代を呼び込もうとしている岩倉市にとって、切実に保育を必要としている市民の困窮を救う先進的な対策を実施し、これについて適切かつ効果的な広報を実施することは近隣他市との差別化にもつながり、岩倉市への移住・定住につながる非常に有効な対策ではないかと考えます。

以上の理由から、現行の保育園入園選考基準の緩和と一時保育の拡大及び

その適切な広報をお願いいたします。以上です。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

続いて、よろしくをお願いいたします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（橋口晴美君） よろしくをお願いいたします。

2つ目の「市内での病児保育施設の増設や休診日等を補完する施策の実施及び他市施設の利用時の助成を実施してください」について陳述いたします。

働く保護者にとって、いざというとき利用できる病児保育施設は大変心強く、保護者一同、感謝しております。

しかしながら、病児保育は医療施設でしか実施できないので、医師や医療施設の負担が大きく、なかなか1施設について定員の増員ができず、利用を希望していても、定員を超過しており希望どおり利用できないことや、市内で病児保育を実施している医療施設が1施設（水曜日・土曜日午後休診、保育可能時間が8時半から最大18時まで、定員4名）に限られていることから、その施設の休診日には利用できないことが問題となっています。

保護者に対するアンケートからも、病児保育を利用したいと希望している保護者は全体の41%と多いのにもかかわらず、実際利用したことがある保護者は全体の20%程度にとどまっていることから、利用したいのにもかかわらず、曜日・時間が合わないや、定員が少ない等の理由で利用できない実態が確認されるなど、利用時間の拡大を望む声や、軽い症状のときやお迎えに行くまでは保育園で別に保育室を使って見ていただけるような配慮をしてほしいという声があります。

よって、ほかの医療施設の市内への誘致や、市内既存施設への病児保育実施の呼びかけを望みます。しかし、実際には、増設するとなると実施していただける医療機関の協力が必要となり、難しいと考えられるため、早急の対応として、休診日については休日診療所に病児保育室を設けるなど、現状の問題を補完する施策の実施、また近隣他市の病児保育施設を利用した際にかかった費用に対する助成などを望みます。

例えば江南市の場合は、他市の病児保育を利用した際、利用料の半額助成をしています。岩倉市も、なかよしこどもクリニックの休診日に他市の病児保育施設を利用した場合、利用料の助成をお願いします。以上です。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

じゃあ、最後に。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（稲葉朝子君） よろしくをお願いいたします。

3つ目の「保育に関する料金の利用者負担額の現状維持を望みます」という請願項目について、陳述いたします。

まず、長い間、岩倉市では、保育に関する料金の利用者負担額の値上げをせず、質の高い保育を御提供いただき、保育者を代表して感謝申し上げます。

このたびの子ども・子育て新制度の施行によっても、大きく料金の変更はありませんでしたが、今後、本制度の改定やその他保育にかかわる法令・制度が変更される可能性はありますので、その際も、これまで同様に料金の値上げがなされないよう重ねてお願いいたします。以上です。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員がおられますけれども、特にありますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、意見陳述が終わりましたので、それぞれ、もし陳述人に対しての質疑がありましたら、委員の方、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

質疑ということで、なかなかせつかくの当事者の皆様の御意見を聞く機会も少ないので、ちょっと現状とか、どういったケースがあるのかなあというのを少し具体的に教えてもらえればと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、請願項目1つ目の保育園入園選考基準の緩和ですけれども、基準が就労の問題、就職活動の問題とかいろいろあるわけですが、どういった基準の緩和を求めておられるのかなあというところを、全部といえば全部かもしれないんですけど、今までいろいろ調査されたところで、どういったところを希望されるかとか、どういった人が希望していたけど入れなかったんですよという実例なんかをちょっと紹介していただけないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

◎委員長（塚本秋雄君） よろしいですか、答えられますか。

お名前を言って答えてください。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（内藤史織君） まず上がるのが、先ほどの話の中でも申し上げたんですけれども、正規労働者と非正規労働者で希望する時期に保育園に入園できたかどうかの割合が、正規労働者が62.8%に対して、非正規労働者の割合は55.9%という、私たちが行ったアンケート結果なんですけれども、その雇用形態によって、入れるか入れないかがやはり格差があるということで、ただ現状は、今、非正規労働者が女性は特に多くなっているという現状がありますので、その正規・非正規というくくりで入園

選考基準が異なるのは、今の実情には合っていないんじゃないかと考えています。

実例としては、具体的な例というのはなかなか難しいんですけれども、上の子は保育園に預けているんですけれども、在宅で仕事をしているために、乳児の下の子を保育園に預けたいけれども、選考基準では下のほうに判定されてしまうために保育園に入園できずに、結果として外に働きに出たいが、在宅で仕事を続けるしかないという現状の方は聞いております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

就労の関係の基準ということで、雇用形態で差があるのがちょっとおかしいんじゃないとか、そこでちょっとなかなか希望していても入れない人がいるのかなあとか、あとは御兄弟のいる関係の基準で、ちょっと判定が下のほうになってしまうからという基準の緩和というようなことで一応理解はしました。ありがとうございます。

あともう1つ、同じようなことですが、一時保育を利用できないというような声でどんなケースがあるのか、もし御存じでしたら、また紹介を。多分お休みの日に利用できないというのはわかるんですけど、あと時間帯とか、市域の中の場所とか、そういう何か利便性とか、そういう面で使えなかったというような声ってありますでしょうか。

◎委員長（塚本秋雄君） よろしいですか。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（内藤史織君） 一時保育については、ちょっと具体的な例がすぐには回答できずに申しわけないんですけれども、一番、一時保育を利用できないという場合は、定員がいっぱいで受け付けていただけないという場合が多いかと思います。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

じゃあ、定員の関係でということですね。

あと最後ですけど、先ほどの保育を必要としているけれども受けられないという、潜在的に保育を受けたい人がもっといるんじゃないかというお話がちょっとあったんですけど、その辺って具体的な数値とか、そういうものというのは、もしあればちょっと教えていただけないかなと。感覚的というか、感觸的なものであれば、それはそれでもいいんですけど、その言われたことはどういうところから言われたかというのをちょっと教えていただけないですか。

◎委員長（塚本秋雄君） いいですか、どうぞ。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（稲葉朝子君） 具体的な数字としてはちょっとないのですが、ただ現状聞いた声であるのは、市役所に頼みに行った

んですが、もう入れないですよと言われて、そこでおしまいということは実際にあったようです。

◎委員（伊藤隆信君） 3番目の、保育に関する料金の利用者負担額の現状維持を望みますとお聞きでございますけど、当局にお伺いいたします。

これは、新しい制度によりまして大分変わったとお聞きしておりますけど、その辺のところはどのように変わったのか、ちょっとお伺いいたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） この4月からの新制度で、保育料、いわゆる利用者負担額という形で国のほうは用語としては使っておりますけれども、これについては保育認定との関係もありまして随分変わってきております。

その新制度の話をする、まず保育認定ということでお話をさせていただきますが、先ほどの就労の関係にもよりましてけれども、基本的に保育の要件とすれば、市が定める時間ということで最低限として60時間という形になっております。月に60時間ですね。そして、標準認定と短時間認定ということで、保護者の方の就労時間によって認定区分があるわけですが、境目というんですか、区分が月に120時間という形で、120時間で短時間と標準時間という形の保育認定をさせていただきます。これに合わせて、保育料の設定も短時間の保育料あるいは標準時間の保育料という形で、この4月から施行させていただいているところであります。

保育料に関して言えば、短時間については、これまでの保育料と原則同額という形にさせてもらっています。これまでの保育時間が1日8時間というのを前提としておりましたので、先ほども短時間の8時間と同様ということで、この短時間認定の部分の保育料に関してはこれまでと変わらないだろうと。

一方で、標準時間は最大限で1日11時間までの保育ができるわけですが、それに関して言えば、3月まで、5時半から6時半までの間の保育に発生した、いわゆる延長保育料ですが、1時間ならば100円になるわけですが、この部分を月額保育料に上乘せするような形で設定をさせていただきました。つまり、保育日数とすると一月25日を根拠としておりますので、最も高い階層の方で最大で2,500円の増額、つまり短時間との差が出ると。ただ、今までは延長保育料については定額であったものが、今回保育料としては応能負担ということで、いわゆる所得階層に応じた形での、最大で2,500円が、だんだん所得が少なくなれば安くなっていくという形での設定をさせていただきました。そういった意味では、一定、今までよりもきめ細やかな保育料の設定になっているというふうに考えているところであります。

あと、新制度においては、それまでは所得税額に応じた形での保育料の階層区分になっていたというのを、この4月からは市民税額に応じた階層区分になっているということでもあります。

おおむね以上であります。よろしく申し上げます。

◎委員（伊藤隆信君）　ということは、今の現状維持を当分するというところで、見直しについては考えてみえんということですかね。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　新制度自体、国のほうでまだこれから精査をしていく段階であると思いますが、この状態で国のほうが変わらなければ、市としても今のところは現状を保っていきたいというふうに考えております。

◎委員長（塚本秋雄君）　ほかに。

◎委員（鬼頭博和君）　当局側にお伺いします。

最初の説明のときに、非正規と正規の方で入園の条件が異なっているという今説明があったんですけれども、実際にそのような違いはあるのでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　先ほど申しましたけれども、保育はどなたでもという話じゃなくて、保育は必要性というのが大前提にあります。保育園への入園に関しては。

この中で、一月の就労時間として月に60時間以上というのを基準として入園の要件としております。ちなみに、この60時間に関して言えば、3月までは、1日4時間、月15日以上という表現でありましたけれども、この新制度に入って、そうした日数要件等をなくして、月60時間という総就労時間で判定をしていくことにしております。

先ほど申しましたけれども、その後、標準時間と短時間というのは120時間を境目に保育する時間、標準時間なら11時間ですし、短時間なら8時間という形での時間になってきます。

ここで、先ほど来のお話の非正規と正規という話に関して言えば、雇用形態というか、就労時間だけの判断で行っていきます。通常、正規であれば8時間あるので、週5日ぐらい、週40時間程度というのが統計的にも新制度の中で多いというのが検討されてきているところですが、そうした形の中で就労時間が短い方に関して言えば、同じ選考基準の表を使いますが、点数としては低くならざるを得ないということになります。これは先ほど申しましたけれども、全ての方が保育園に入園できるという要件があるわけではないので、そうした指数化をする中で、点数に差がつくというのはやむを得ない部分であるというふうに考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎委員（黒川 武君） 執行部側の御意見もいろいろ聞かせていただいて、それで今回、請願で上がっている項目が3項目あります。その中で、今、保育園の入園選考基準とか、あるいは新制度に変わってどう変更されたのか、そういったことについて、今、山田部長のほうからも御説明があったんですが、それを除いた部分のところ、例えば①でいうと一時保育の拡大について、あるいは②の病児保育の問題、それから③の現状維持を望むと。こういったことに対して、参考意見として、執行機関側としてまとめられた考え方をお持ちなのか、それを参考意見としてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 請願項目に沿ったような形で、少し当局側というか、こちらのお話をさせていただきたいと思えます。

まず、一時保育の拡大という御意見をいただいておりますが、実は、本市では、平成25年5月から東部保育園で、いわゆる私的理由による保育、いわゆるリフレッシュ保育室を定員6人で開設しております。これによって、それまでの一時保育、定員10人で子どもの庭保育園に事業委託をしておいたわけですが、6人加えて、合計で16人になっているという形の定員の拡大は図ってきておるところであります。

ちなみに、この一時保育も26年度の実績を見てみますと、子どもの庭保育園、こちらでは非提携と緊急保育に関しても一時保育を実施しておりますが、1日定員10人のところ、1日平均で6.6人という実績となっております。また、東部保育園でのリフレッシュ保育については、定員6人のところ、1日平均で3.6人という形になっております。

定員については、お子様の状態も見ながら、できる範囲で多少定員を超えても柔軟に、できる範囲内で柔軟に対応しているところではありますが、26年度の実績でいけば、定員いっぱい、あるいはそれ以上の受け入れを行った日数というのは、子どもの庭保育園とリフレッシュ保育室、いずれも3日という実績になっております。こうしたことから考えますと、一時保育のニーズに対しては一定お応えできているというふうに考えているところです。

また、この4月から2つの幼稚園が認定こども園に移行したということもありまして、保育の定員枠が拡大されました。こうしたことも、先ほどの保育の必要性の認定要件ということで、一月当たりの就労日数の制限をなくしたということもありますので、一時保育の今までのニーズが、認定こども園での利用に移行していくことができるのではないかということで、一時保育事業も、これまでよりは利用しやすくなっていくのではないかなというふう

に考えています。

あと次に、2番目の病児保育というお話がありました。こちらも26年度の実績でいけば、延べで167人、1日平均で0.7人ということになっております。御意見等にもありますように、冬季などの利用が集中する時期には利用しづらいということは、こちらとしても承知はしておりますが、一方では閑散期の人件費等を考慮すると、なかなか利用のピークに合わせた形の定員設定というのは困難だというふうに考えているところです。

また、市外の病児保育施設の利用補助といったところも御意見にありましたが、市外に関しても、なかなか近隣で幾つかあるわけですけれども、その医院ごとで利用料金が異なっております。そうしたところを考えると、どういった形で補助をしていくのか、あるいはどこまでを市外として、どこまでの施設を利用補助の対象としていくかというのはなかなか困難ではないかなと思っております。

ちなみに、先ほどお話の中でありました江南市では半額補助、たしか最高で1,000円だったと思うんですが、というところをしているというようなどころがありました。江南市に照会したところ、26年度の実績では15件の利用実績でありました。

次に、保育料の関係ですけれども、これに関しては先ほどお話ししたとおりですので、よろしくお願ひします。

◎副委員長（榊谷規子君） ちょっと早口で聞きそびれたんですけど……。

◎委員長（塚本秋雄君） 黒川委員、今のでよろしかったですか。続けて…。

◎委員（黒川 武君） また後でちょっと発言させていただきます。

◎委員長（塚本秋雄君） わかりました。

聞きそびれたところを聞いてください。

◎副委員長（榊谷規子君） 江南の利用実績、14件と言われた、最後。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 15です。

◎副委員長（榊谷規子君） 15、年間で。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） はい。

◎委員長（塚本秋雄君） よろしいですか、じゃあ黒川委員、榊谷さんの後でいい。

◎委員（黒川 武君） 自由討議にさせていただいて、少しここに出席されている方々の意見交換をしたいなあと考えていますので、その前に質疑……。

◎委員長（塚本秋雄君） そうです。質疑があれば質疑を受けて、終わった後、当然、自由討議に入りたいと思いますけど、まだ若干質疑が陳述人と当

局にあれば、どうぞ。

◎副委員長（榎谷規子君） 当局のほうにお聞きします。

先ほど、保育園の入園選考基準のことで、保育の必要性ということでの認定要件が説明されましたが、やはり非正規とか、これから仕事を探すとかいう人たちにとって切実性を意見陳述の方が言われたんですが、点数に差がつくのはやむを得ないと、最終的にはそういう結論をおっしゃったんですが、やはり意見陳述の方が言われたように、今、本当に非正規の人たちがふえている中で、もちろん正規労働者であれば、もう産休明け、育休明けの日にちが決まり、もう仕事しなくちゃいけないということで点数が高くなるという事実というのはもちろんわかるんですが、非正規の人たちは、そういった労働条件になかなか恵まれず、だけれど収入面としては、なお、その非正規の人たちでもう火の車の家計で、お父さんもお母さんも非正規という家庭も今ふえているという若い家庭の現状などもお聞きするんですが、やはり保育の必要性の認定要件の緩和ということでの、今度制度が変わっての一定見直しがあったと思うんですが、岩倉市にとって、その基準を見直していくという方向は考えられないでしょうかね。

特に、去年途中入園ができないということで入られていたキッズチャンピオンもキッズ愛ランドも2つ全く閉鎖している状況なので、今年度の中で途中入園が公立保育園や認定こども園の中でできるのかという条件が整っているのかということも含めて、お答えしていただきたいと思います。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 指数化をしていくということに関しては、やむを得ないというふうに考えております。

ただ、ちなみに現状の待機児童とすれば、ゼロ歳児の方で4人ということでありまして。裏を返せば、1歳児の方は御希望いただければ入れていると。就労の条件が合っていれば入れているということになると考えております。

また求職、お仕事を探したいというような話のところですが、これもこれまでも入園要件等はさせていただいておりました。ただ、今までは2カ月だったものを3カ月ということで期間の延長をさせていただいて、よりお仕事を探しやすくさせていただいておると考えております。

また、認可外についてですけれども、認可外は昨年、ことしの3月議会でもいろいろとお話をさせていただきましたが、市内では確かにこの3月末で2園が廃止をされてしまいました。そうしたこともあって、本年度からは市外も対象にさせていただくということで、現状でもお2人の方が市外の認可外の施設を利用されておるところであります。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 市外の認可外施設でも、ことしと同じように利

用料の補助をしているということなんですよね。

もう1つ、一時保育なんですけど、一時保育についても、先ほどのお答えでは、今で十分足りていると見ているという年間での利用状況を言われたんですが、病児保育でも一時保育でも、やはり利用したいときに入れたいという今の現実の中での意見陳述だったと思うんですが、年間通せば、あいている日もあるので、これで十分だという年間ならしての利用人数でのお答えなんですけど、やはり一時保育については、以前から拡大の声は非常にあり、1カ所は子どもの庭に委託して、それも南の地域でね。東部保育園のリフレッシュも25年度からふやしていただいたわけですが、非常に利用してよかった、利用したいという人が多いという声をいっぱい聞いているんですが、やはり一時保育のもっと北部地域での拡大を模索できないかという方向はどうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 一時保育に関しては、先ほども申しましたとおり、定員を満たした日数というのが2カ所で3日ということであれば、利用したくてもできないというのは、それほど余りないのではないのかなあというふうに捉えておるところであります。

また、病児保育に関しても、平均してしまえば、それは少ないというのはこちらとしても十分承知はしておるところですが、じゃあ一方で利用のピーク、いわゆる風邪のはやるような時期に合わせた定員設定というのは、それに伴って人件費等、コストの面もあります。それは委員側としても、どのように考えるかということはあると思います。

また、地域的な話も少しされましたが、岩倉市の中で北部と南部といった形で、しかも1施設しかないところでいけば、なかなか地域配慮というのは難しいかもしれませんが、それほど広くない市域であるということを考えれば、そうしたことなくというふうに思っております。

ただ一方で、岩倉北幼稚園が認定こども園化されたということで考えれば、そうした分では、あちらのほうでも長時間の保育ができるという施設と考えれば、一定の地域的な部分としては網羅されてきているのではないかとというふうに思っておりますので、お願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） よろしいですか。

◎副委員長（榎谷規子君） 病児保育については、先ほどの答弁で近隣市町とかいっても利用料金が異なるということを言われましたが、利用料金が異なっても、江南市がやっているような半額助成であれば、どんな利用料金でも半額ということで、上限は決めていらっしゃるのかもしれないけれど、いろんな利用料金でも半額ということなどは可能じゃないかと思うんですが、

どうでしょうか。再度お願いします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 江南市の場合は、対象をたしか大口と小牧の施設にされていると思います。そちらに関して言えば、基本料金として市外の方は3,000円とか、あるいは大口の場合はもう少し高いというような話を聞いておりますが、ただあとほか、この近所だと北名古屋にもございますけれども、医院によって違うということと、一方で、ある意味で公的補助、2分の1の補助をすると市内の施設より安くなる場合もあるということがありますので、なかなかそうした部分をどのように考慮していくかというのは難しいところではないかというふうに考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにありませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） そうしたら、黒川委員から提案がありました自由討議でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、よろしくお願ひいたします。入ります。

◎委員（黒川 武君） では、これより自由討議とさせていただきたいと思ひます。

請願項目にありました①、②というのは、どちらかというところ、やっぱり国のほうに基づく制度といった部類でもあるわけなんですけど、私がここで一つ自由討議で皆さんとお話をさせていただきたいというのは、病児保育について少しお互い意見交換をしながら、やっぱりどういうあり方がいいののだろうか、そういったことについて少し考える時間にしてはどうだろうかということ、今、委員長のほうにお願いをさせていただいたわけです。

それで、病児保育というのは岩倉市の単独の制度として行われていると。一口で言うと、私はこの病児保育というのは、言ってみればセーフティーネット的な性格を持つものではないだろうかと思っております。あつて当たり前前の制度ではないんですね。ただやっぱり困っている人に対して、市としてそれをどう考えていくのかといったところ。ですから、やっぱり全ての要望、こうしてください、ああしてくださいと言われても、市としても、それが原資が税金で賄われている以上、なかなかやっぱりそうはいかないだろうという部類なんです。

それで、ちょっと長くなって申しわけないんですが、今の日本の社会構造そのものが仕事と家庭との両立をどうしていくのかというのは、これはなかなか難しい問題でもあるけれど、これを乗り越えないことには、やはり少子・高齢化の歯どめにはならないだろうと思ひわけなんです。その辺は皆さ

ん、現在子育てされてみえる方々ばかりですので、実感としてお持ちだろうと思うんですが、その中でも、特に女性の仕事と家庭をどう両立させていくかということで、毎日頭が痛い思いをされているのではないだろうかかなあと思いますね。

それで、私はこのことに関心を持って少しいろいろインターネットなんかで調べてみると、本年の6月29日に内閣府が公表した、これ平成26年度に調査を行った結婚・家族形成に関する意識調査というものの報告がインターネットに載っていたわけなんです。その中の質問としまして、「仕事と生活の調和を図るために必要なことは何ですか」という、選択として問いかけがあったんですね。それに対する女性の回答としまして、「職場が育児や介護などの両立に配慮や理解があり、制度を利用しやすい環境であること」が87.3%で一番高かったんです。その次が「夫が家事・育児に参加・協力すること」が78%と。これは複数回答ですので、そういったデータがあるわけなんです。これは内閣府が行った調査ということで、必ずしも全体的にそうだと私は言い切るつもりはありません。

では具体的に、子どもが病気になったとき、じゃあどうするんだと。僕は基本的には子どものことを考えると、保護者、親御さんが付き添って、一緒にいてあげるということがやっぱり何よりも大事だなあと思うんですが、ただそれだけでやっぱり賄い切れない部類があるんですよ。そういう意味合いでは、先ほど申し上げたように、市の制度としての病児保育というものがセーフティネット的な性格を持つものとして、僕は現在あるんだろうと思うんです。

前置きが長くなって申しわけないんですが、そこで、父母の会の方々も多様な働き方をされてみえる方がいると思うんですね。会社に勤めてみえる方が恐らく半数ぐらい見えると。非正規の方も大部分見えるだろうと思うんですが、その会社によっても、大きなところもあれば中小のところもある、自営でやってみえる方もあるし、家で仕事されてみえる方もある。いろいろな働き方の形態があるにしても、やはり社会全体でこのことは考えていかなきゃいかんだろうなあとと思うんですね。

そこで父母の会としては、こういった病児保育の拡充を求める気持ちは十分よくわかります。しかし、まだまだ社会全体の課題として、いろんな活動をしながらか社にも働きかけをしていく、そういうこともやっぱり重要ではないかなあと。あるいは、御夫婦の間のそういった協力関係、もちろんそういった話はされているんだろうと思うんだけど、そういったいろんな活動をしながらか、やはり子どもを育てていく環境を少しでもよくしていこうと。そ

のように日々取り組まれているとは思いますが、子どもが病気になったときに関して、父母の会連絡会としては、こういった請願の活動のほかには何か具体的にされたということはございますかしら。

そのことについて少しお答え、やっているやっていないの別にかかわらずお話ししていけばいいし、私が今申し上げた一つの子どもが病気になったときに、じゃあどうしようと。そういうことに関して、皆さん、それぞれ御意見があれば、この機会にお聞かせをいただきたいなあと思います。

◎委員長（塚本秋雄君） 今、黒川委員から、自由討議の中で病児保育のことについてちょっと提案があり、自由討議をやりながら、保育園父母の会のほうで具体的な取り組みがあったかということも質問がありましたけれども、そこは答えられますでしょうか。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（橋口晴美君） 先ほど黒川先生のほうからありました病児保育の請願以外での父母の会としての取り組みは、市交渉の中では支援課のほうには発言させていただきました。それ以外は、父母の会の取り組みとしては特にありません。それでよろしいでしょうか。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

じゃあ、今の黒川委員の病児保育のテーマをいただきましたけど、それがありましたら、委員の皆さん、何かあればのことですけれども、御意見いただきたいと思います。

◎委員（櫻井伸賢君） 自由討議の場なので、病児保育ということでちょっと御発言をさせていただきます。これは意見になりますので、別に回答がどうのこうのというものではありません。

黒川委員、御発言のとおり、子どもを育てるという環境で、第1番には親に責任があるよということは大変よくわかりました。実際問題、その病児保育を利用しようというときに、私は大山寺に住んでいるということは余り関係ないんですけれども、利用すると、私の場合はなかよしこどもクリニックが一番近いので、そこを利用する。そこが例えばだめなときに、次が一番近いところで言えば、北名古屋のこぐま病児保育室になろうかと思っています。これ、非常に距離が短いんですね。真ん中に人間が引いた市の境があるだけで市外の施設になってしまう。

例えば、一宮市千秋町の方が病児保育を利用しようと思うと、森本にあります尾張一宮保育園、もしくは木曾川町のひまわり病児保育室というところになるんですけれども、当然、大山寺と北名古屋の距離よりも長いわけですよ、遠いわけなんです。たまたまこの間には市の境がないから、同じ同一

の市内の病児保育室を利用する。距離だけ見ても、たまたま真ん中に市の境があるというだけで、市外の病児保育を利用しなきゃいけない。特に岩倉市の北部地域については、先ほど部長からもありましたように、大口町、小牧市というような形になりまして、ちょうど病児保育の施設がないという、いわゆる空白の地帯になろうかと思えます。

ですから、市外の病児保育補助をしていただく、市内のほう割安になるよというケースが発生するのであれば、一律、一定額というような形でも結構になりますので、市外の病児保育施設利用についての補助に賛成するという自由意見として発表させていただきます。以上です。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

自由討議ですので、御意見いただければ。病児保育以外でも結構です。よろしいですか。自由討議を終わってもよろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、自由討議を締めさせていただきます。

陳述人の陳述もしていただき、当局への質問もさせていただきました。その後、これから討論に入るわけですけれども、何か委員のほうから意見があれば、お願いいたします。

◎委員（梅村 均君） いろいろ質疑、そしてまた自由討論のやりとりの中で、私自身お聞きしていますと、皆さん、この保育の整備というのはやっぱりとても重要なことですので、引き続き執行機関側には研究を続けていってほしいなあとということを感じました。

ただ、今回の請願項目においては、既に拡大されているところもあったりですとか、あと一部、ちょっとすぐには賛同しかねるような部分もありますので、当局に研究を続けていっていただくという意味でも、この趣旨に限って採択を図っていただけないかなあとということで提案をさせていただきます。

◎委員長（塚本秋雄君） 委員の皆さん、今の梅村委員の提案につきまして、特に何かありますでしょうか。

副委員長、ありますか。いいですか。

◎副委員長（榎谷規子君） できれば、請願者の今の切実な請願項目に対して委員の皆さんが受けとめて、梅村委員が言われた、もちろん当局にも努力をしてもらう、また厚生・文教委員としても他市町の例の研究や岩倉市の中でどんな実現をしていけばいいのかという委員自身の今後の受けとめての研究を、実現に向けての方向を模索していくということをとともにやっていくということで、本来なら採択という方向に行きたいですけど、趣旨をとということであえての提案なので、厳しい財政状況ということなども含まれてのこと

なんでしょうかね。

先ほどちょっと言い切れなかったんだけど、黒川委員が投げかけられた自由討議というのは、もちろんセーフティーネットでの病児保育ということだけれども、本来はどうあるべきなのかみたいなことも投げかけられたということなのかしらね、本来。これは、市に向けて本当に病児保育の拡大ということで切実な要望だと受けとめるんだけど、一子どもを持つ親としたら、親が子どもの熱が下がるまでずうっと寄り添えていられる、そのためにきちんと働く場に理解を求めて、きちんと休みを申し出ることができる職場環境が一番いいと思うんですけども、それは市の中での解決方向だけでは無理で、もちろん社会全体で解決していくこと。先ほどからずうっと出ている非正規労働者がどんどんふえてきたということも、社会の中でゆがんでいる状況で、やはり全てが正規として働ける、働く環境をつくっていくということも社会全体の問題だと考えるわけですが、今ここで市議会にということでの請願なので、趣旨をということでの提案を受けざるを得ないのかなというところですけど。皆さんは……。

◎委員（黒川 武君） 私は、梅村委員の提案が現段階では一致できる点ではないだろうかなあと思うんですね。何も趣旨採択だから、私たちのことを聞いてくれなかったということではないんですね。この問題については昨年も出ているし。当局もやっぱりそれなりの問題認識を持っているんですよ。そのためにやっぱり努力はしていると。ただ、なおかつ引き続きやはり調査・研究も必要だろうなといったところ、梅村委員の提案があったものと思いますし、私はそれには賛同はさせていただきたいと思っております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、なければ、討論・採決に入る前に、梅村委員から趣旨採択という提案がありました。

お諮りいたします。

この請願に対して、趣旨採択とすることに同意する委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

請願第5号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」につきましては、事前に各議員との接触もありましたし、説明もありましたし、当委員会におきましての陳述もしていただきました。また、当局との認識もありましたけれども、新制度になったこともあ

り、また請願につきましては、政策提言としての位置づけもありますので、今後も引き続き当委員会としては研究を重ねながら、当局との意見交換をし、よりよい岩倉の子ども・子育て支援になりますような形でいくということを含めまして、当局と研究・検討することをもって趣旨採択とするということで決しました。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　じゃあ、請願第5号につきましては趣旨採択とすることに決しました。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

じゃあ、陳述人の交代をお願いいたします。

（休　　憩）

◎委員長（塚本秋雄君）　休憩を閉じて再開いたします。

続きまして、請願について入りたいと思います。請願につきまして第6号が国、第7号が県、同じ陳述人でありますと同時に議長あての陳情第3号も同じ陳述人であると思います。そういう意味で議案についてはそれぞれ採決をとりますけども、第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、第7号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、陳情第3号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」につきまして、一括して陳述人の方から陳述をしていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　それでは、陳述人お名前を言って、時間の中でよろしくをお願いいたします。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君）　それでは、よろしくをお願いいたします。

時間は何分ぐらいいただけますでしょうか。

◎委員長（塚本秋雄君）　10分か15分。

済みません、その前にお手元に資料が配付されていますけれども、委員長として了解いたしますので、よろしくをお願いいたします。

どのぐらいの時間を予定しておりますか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君）　長ければ長いほどいいんですが。

◎委員長（塚本秋雄君）　じゃあ15分をめぐりに。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） それでは、よろしくをお願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） 基本的には、全会派一致の紹介ということ意識して説明してください。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） ホチキスでとめたものを中心に話をさせていただきますけれども、昨年この文教委員会の資料を土台にしまして、新しい項目につきまして少し加筆させていただきました。

昨年のことも含めまして簡単に、昨年のことは2度目になりますので、簡単に話をして、少し変化したところを中心に話をさせていただこうと思っております。

まず1枚目に、私どもの団体は、(2)にありますように、県民が誇りを持って選び、学び、語ることのできる私学づくりを目指すというものを目的にしております。豊かな私学教育を創造し、学費の公私格差の解消を目指しております。そして、私学の充実・発展を求める県民合意と世論を広げることということで、今私たちは運動しております。

それで、下のほうの1ページの下の方の2番の私学の学費につきましては、既にこれは昨年話してありますけれども、公立と私立の学費の格差が1975年に32.8倍になったというときがあります。これは20年間、公立は8,200円という金額が据え置いたままでありましたけれども、私学につきましては、そこにありますような授業料の上がりがいっぱいありまして、大変子どもたちが苦しみました。ところが、助成金が入るようになりまして、差が縮まってきたというのも、これは皆様方のおかげだというふうに思っております。

2ページへ行きます。

2ページのところで、誰が教育費を負担しているかというのはそこに書いてあるとおりですので、これはごらんになっていただきたいと思っております。

(3)の経常費助成につきまして、ここを少し話をさせていただこうと思っておりますけれども、国基準についてという※がありますが、その3行目、国が経常費助成として愛知県に交付する国庫支出金と地方交付税交付金の合計額が、いわゆる私たちが言っている国基準というものなんです。つまり、国の基準単価掛ける愛知県の全私立高校生の数のお金が、国から愛知県に交付されております。2008年まで、愛知県は国基準に愛知県独自の予算を上乗せして、各学校に経常費助成を配分してきました。それが下の表のところですね。2007年、2008年がそうでした。

ところが、法律上は、地方交付税交付金というものは地方自治体の判断でほかに使うことができるというものであります。リーマンショックの後、愛知県の経常費助成は国基準を下回ってきました。国が私学助成に使うために交付したお金と、私学の教育に使ってほしいと国が出したお金の一部を愛知県はほかに使ってしまいました。こういうのを私たちは猫ばばと言ってきましたけれども、それが2010年以降、この7,623円からずうっと14年まで、少しずつマイナスの数値は変わってきておりますけれども、こういうふうでした。

ところが、ことし2015年、ゼロということで、国基準になったということで、これも県や皆様方のお力で、私たちの公私の格差の是正に対する願いというものが理解されてきているというふうに思っております。

3 ページへ行きます。

さて、授業料助成ですけれども、各家庭の所得に応じて出される助成金が授業料助成というふうに言われておりますが、ただ毎年学校を通じて申請書類を出すことで後からキャッシュバックされるんです。ところが、後からというのは、実は年度末に一括して振り込まれるというお金なんですね。ですが、当面親御さんたちは学費を払わざるを得ません。そのお金がなかなか出せないという家庭が多くて、私が通っておりました学校でも、毎年授業料の滞納者が80人から100人の親たちが、学費が払えないという現状がありまして、年度末になったときに、ようやくそのお金を助成金と相殺してお金を払うというようなことが毎年あって、進級、そして卒業判定会でも苦しい思いをして、僕らは話を聞くということがたびたびありました。

それで、資料の1 というのがそこにありますけれども、ことしの授業料助成制度が変わりました。甲というのは所得が350万以下、乙Ⅰというのは610万、乙Ⅱは840万以下をこうやって呼んでおりますけれども、そこにありますように、父母負担が甲の方々につきましては授業料は無償になりました。それから乙Ⅰは、父母負担は授業料の3分の1の負担になりました。そして、乙Ⅱは授業料の2分の1負担というふうになったわけです。非常にわかりやすくなりました。

そして、※にありますように、2014年度の入学生からは公立高校無償化、そして私立高校生への就学支援金に所得制限が2014年度から導入されまして、年収910万円以上の家庭は対象外になってしまいました。そのこの表のところに、840万までは19万8,000円、授業料助成がありますけれども、じゃあ840万から910万までは幾らかと。これは11万8,800円なんですね。11万8,800円が助成されております。910万円以上のところは対象外になってしまいまし

たが、ただし、所得制限によって浮いた予算はどうしたかという点、私立高校生への就学支援金の増額に回していただきまして、学費の公私格差の縮小につながりました。年収910万円以上が11万8,000円、今言ったとおりですけれども、それがゼロになったということで、その点々のところにありますけれども、ただ私たちとしてはとってはありがたいことなんですけれども、しかし制度的な問題とするならば、所得制限が導入されたことというのは高校無償化の流れに逆行するもので、問題としては大きな問題だろうというふうに思っております。

そして、公私格差をなくせという声が国を動かして公私格差を縮めたことは、私たちの運動の成果ではないかなというように思いまして、これによって国から県においてくる就学支援金の総額は5億円増えました。その5億円のうち、2億円が愛知県では入学金補助の増額に2年続けてなりまして、5万円、5万円増額、2年間で10万円増額されまして、甲ランクにつきましては、入学金は全てゼロというふうになりました。

3 ページの一番下です。

四角のところですが、私たちの願いというものは、誰もが自由に学校を選択し、受けたい教育を受けられる社会をつくることにつながっております。私立高校生だけの問題ではなくて、豊かな教育を受け、学びを深めた若者たちが育っていくことで、社会全体が豊かになっていくものだというふうに私たちは理解しております。

4 ページへ行きます。

一番上のところで、昨年のオータムで県議団長の横井さん、そして民主党県議団長の黒川さんの言葉がありますが、非常にこういう言葉が、昨年の38会場で行われましたオータムフェスティバルの中で、子どもたちが輝く姿、そして父母たちがつながって活動する姿というものをごらんになっていただきまして、あちこちで共感の渦が生まれているというふうに思っております。

そして、(5)の市町村助成につきましては、岩倉は3年前に増額していただきましたことを、私たちの関係するところでは本当にありがたいということで、ことしも市長、教育長さんを初め、多くの市の関係者の方々にお礼を申し上げた次第であります。

さて、今年度の国と県に対する私学助成拡充に関する意見書の請願項目の中にあります施設設備費のことにつきまして、少し話をさせていただこうと思っております。

(6)の文章の下から3行目、私立高校生の学費（学納金）というものは授業料と施設設備費から成り立っておりますけれども、国の就学支援金という

ものは授業料のみを対象にし、都道府県の減免事業も授業料を対象としているところが多いために、生活保護世帯でも父母負担に施設設備費が残る自治体が多くて、この面からも学費の滞納、経済的な理由での中途退学を生んでいるということが考えられるということでもあります。

そこに、A高校、B高校という地域が異なる2つの学校の表を書きました。まず、上のA高校の甲ランクの家庭では、学納金の入学金は20万、県が補助して実質負担はゼロです。年間授業料は39万3,600円です。これが県の補助で、そのまま39万3,600円出されますので、父母の実質負担はありません。ところが、この学校では年間施設設備費が5万7,600円かかっていますので、これがそのままスライドして父母負担になっております。こういうふうになります。

ところが、B高校のほうでは、年間施設設備費が年間授業料の中に組み入れられました。組み入れられている学校なんです。そうしますと42万1,200円、施設設備費込の授業料がアップーリミットの39万4,800円が出されるということで、このまちでは1万2,000円の市の補助がありまして、実質父母負担は1万4,400円ということで、A高校とは大分差ができてしまうということなんですね。施設設備費をぜひとも年間授業料に組み入れてほしいというのが実は私たちの願いでもあります。

それはなぜかといいますと、授業料の平均額がそうしますとアップしますね。そうすれば、甲ランクの助成金レベルが上がるということにもなりまして、私たちの運動の大義、願いというのは何にあるかということ、父母負担のあくまでも軽減ということでもありますので、今後こういう文言を1つ入れさせていただきます。

ところが、幾つかの県別を見ますと、愛知県はここにありますが、39万の授業料に対して施設設備費は5万円弱、合計しますと44万3,891円という額になりますけれども、お隣の岐阜県は、授業料こそ30万ということで愛知県よりも10万近く低いんですが、施設設備費が22万という莫大な金額になっておりまして、学費が53万という、そういう岐阜県、三重県、それから東京都もそうです。岡山県に至っては、授業料よりも施設設備費のほうが高いということもあるわけです。何でこんな状況になっているのかと思いますと、岐阜県なんかは、愛知県に子どもたちが流出するのを防いで、私たちの岐阜県は授業料が低いんだよ、だから愛知県に行くよりも岐阜県に来たほうがいいんだよということを恐らく示唆するような数字ではないのかなというふうに勘ぐってしまいます。

さて、今のことで次のページです。もう少しで終わります。

5 ページのところに、(6)に意見書の請願項目というのがあります。

その対県に関する意見書の請願項目につきましては、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から税制措置がなされる国基準単価を土台にして、公私格差を着実に是正してくれるような施策を実施してほしいという請願です。

それから国に対しては、先ほど言いましたように、請願事項の1番、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を加算支給世帯の拡大、加算支給額の増額、今言いました施設設備費を対象にするなどというのは今申し上げたことです。一層拡充してほしいということ。それから、21年に創設されて26年で廃止された高校生就学支援金の制度復活または代がえの制度を創設してほしいと。国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実して、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ってもらいたいということを意見書の請願項目に組み入れました。

さて、その上のところ、昨年文教委員会で私学の教員は公立よりも600名少ないというふうに私が申し上げましたが、それに対する根拠はどこですかという質問がございました。それに対して口頭では答えさせていただきましたけれども、きちんとしたものがありますので、きょうはそれをつけ加えさせていただきました。

これは、あいちの教育統計というところです。2014年のところを見てください。そこの本務教員数というのがあります。これは常勤を含んだ形です。その右の真ん中ら辺ですね。常勤講師の数というのは、愛知県が233人に対して私立は334人が常勤講師です。その常勤講師率は、県立は2.9%に対して私立は10.1%なんです。

その横です。本務教員1人当たりの生徒数、これは常勤を含んだ数ですけれども、県立は教員1人当たり生徒は15.4人です。私立は教員1人当たり、常勤を含んだ数ですけれども、18.2人です。この差を県立並みの15.4にしようとする、603人が不足すると。そして、常勤を除いた本務教員1人当たりの生徒数は15.9と20.3なんです。この常勤を除いた数で県立並みにしようとする、何と824人不足するという数字になるということでありまして、これは昨年の御質問に対するお答えとして書きました。

次のページ、最後です。もう終わります。

私学は公教育だということで、学校教育法第6条に、法律に定める学校は公の性質を持つものであって、国または地方公共団体のほか法律に定める法人のみがこれを設置することができるということで、私学と塾はどこが違うのかというのをそこに書きました。

今、私たちは、もう1枚カラー刷りのチラシがありますけれども、私たち教師は、生徒たちと、そして父母たちと、そして地域の方々と一緒に私学教育をつくっております。ことしの夏休みに、子どもたちは花巻から北海道・九州、そういうところから何百人という子どもたちが平和の火を持って自転車リレーをやりました。65歳になりました私も知立あたりから走って、30キロ、40キロちょっと走りましたが、子どもたちのそういうエネルギーで元気をもらっております。生徒はこう言っています。「ともしびを運んでいるのは希望を運んでいるんだ。ともしびは平和と似ている。守ろうとしないと消えてしまう」という言葉を子どもたちは出しました。

本当に今、学校という閉鎖的な空間ではなくて、その空間から外に出て、地域の方々と、そして父母たちといろんなところでもかかわり合う「もう1つの学校」と私たちは呼んでおりますけれども、そういう中で、子どもたちは本当に躍動して育っております。

日本子どもを守る会の名誉会長の大田 堯が元文科省の官僚で、ゆとり教育を始めた寺脇 研との対談集にこう書いております。「教育は教え育てるのではなく、共に育つ共育と置きかえたほうがいいのではないか」というふうに言っておりますけれども、私たちの愛知の私学は、「もう1つの学校」とともに、子どもたちと、そして父母たちと、そして皆さんの地域の方々と一緒に「共育」づくりをしていきたいというふうに思っております。

最後に、ことしも38会場でやりますが、岩倉は11月22日、総体文で行います。メインゲストは、映画監督の今村さんと、それから中京テレビの気象予報士の石橋武宜さん、そして岩倉市のいろんな方々が作品展やら発表やらということで参加していただいたり、老人の方々と一緒に手話合唱したりということを考えておりますので、ぜひ御理解・御協力をお願いできればと思っております。

ちょっと長くなりました。ありがとうございました。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございました。

ただいま意見陳述が終わりました。

紹介議員はここに1人、梶谷さん見えますけど、特にありますか、補足説明。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないということでよろしいですね。

陳述人に対する質疑は特にございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、なしとします。

それぞれ、そうしたら請願についてやっていきたいと思います。

まず初めに、請願第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について質疑を求めます。

特にありますか。

◎委員（黒川 武君） 質疑じゃないんだけど、なかなか私学の関係者の方とお話しする機会もないもんですから、あくまでもこの請願に関したことでなくて、私学に関することということで一つお聞かせいただければと思うんですが、最近、私学によってちょっと不祥事が出ました。あれ、埼玉県の方でしたか。報道によると、文理佐藤学園の学園長が約1,500万円を私的流用したということでちょっと報道で流れていたんですね。そのほかにも、関西の方でも私学の方で、やはり積立金を私的に使ったといったことの報道もかつてあったと思うんですが、だからといって私学そのものをどうのこうのと言うつもりじゃありません。

何でそういうことになるんだろうかなあというのがちょっと素朴な疑問なんですね。もちろん学校によって創業者の方が見えたりして、言ってみればその一族が学校長とか理事長とか、そういうことを独占することによって一つ独裁的な傾向が強くなり、そういうことも体質としてあるのかどうか私はわかりませんが、そういった不祥事が出てくる背景というか、構造というのか、それは何かあってそうなるんだろうと思うんですが、ちょっとその辺が報道なんかを見ている、聞いていてもよくわからない部分ですので、もし服部先生のほうで、私学が抱える構造的な問題として、あるいは体質として、やっぱりこういうものがまだ残っているんだというところがあれば、少し御説明いただければと思います。お願いいたします。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） ほかの他府県のことはわかりませんが、愛知県の私たちがかかわっている学園で言いますと、財務3表といいますけれども、そういった学校の財政につきましては公表しなさいと、全てガラス張りにしなさいということで、組合と学校側がそういう団体交渉とか、折衝とか、いろんな形の中で、そういうものをオープンにしていると。誰が見ても大丈夫なような、そういったものを愛知の場合はかなり厳しく突きつけてやっております。

ですので、学費を例えば授業料を上げるという場合にも、なぜ上げなければいけないかということを徹底的に議論した上で納得し、そして上部団体の愛知私立学校教職員組合というところも、これはやむを得ないというふうに判断し、そして父母もそのとおりでというふうなときにしか上げることができないという状況を愛知の場合につくっております。

ですので、他府県はどうかわかりませんが、私たちの運動にかかわっている学園につきましては、そういうことはないというふうに私は確信しております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎副委員長（榎谷規子君） 丁寧な説明ありがとうございました。

4ページの授業料と施設設備費の説明の中で、A高校とB高校の2つの比較をお聞きしたんですが、国の就学支援金や都道府県の減免事業も、授業料を対象としているところが多いということで、大変な世帯でも施設設備費が残るところが多い。自治体も多くって、これは愛知県もということですか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） そうです。

◎副委員長（榎谷規子君） であれば、B高校のように、施設設備費も授業料に含むという授業料の設定をしてもらえれば、授業料の対象に全てなるということで、そういうB高校のような授業料の設定をしていくという私学のほうの方向も一方であったらいいんじゃないかなあと単純に思ったんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） おっしゃるとおりです。

ですので、A高校の場合は、施設設備費がそのまま父母負担のほうになってくるんですね。ところが、B高校のほうは授業料の中に組み入れておりますので、県の補助も一番高いレベルの39万4,800円というのが、この学校については出されるということで、これが施設設備費といっても、これは父母負担にかかってくるものでありますし、やっぱりこれは学費になってくると思いますので、分ける意味はそんなにないというふうに思います。

◎副委員長（榎谷規子君） では、B高校のような授業料設定をしていくということが認められているわけなら、どの高校も、より保護者の負担を軽く、補助をいっぱいしてもらうためにB高校のような授業料の設定にしていこうという動きはないんでしょうか。縛りが何かあるんですか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） ありません。

ですから、これからはそういうB高校のような形を持っていくべきだというふうに思っております。なぜA高校があるかと、施設設備費というのは余り父母のほうには注目されていない、注目されていないという変な言い方ですけども、授業料ばかりが注視されておまして、授業料が高いか低いかということで、先ほど言いましたように、岐阜県とか三重県のほうもなってしまうということをやっぱりなくすために、公私格差という父母負担の軽

減ということを考えると、やはり中に入れたほうが順当な考えだろうというふうに思っています。今はB高校のような学校、それからA高校のような学校が雑多になっておりまして、ただ、今はA高校のような別になっている学校のほうが圧倒的に多いということです。

◎委員（黒川 武君） 今のちょっと質問に関連して少しお聞かせ願いたいんですが、今、榭谷委員がA高校、B高校を例にして質問されたということなんです。それで、こここのところで県補助と市補助という区分だけあるんですが、この県補助の中に国庫支出金と地方交付税交付金が入った形で県補助という形で区分があるわけですね。そういう形ですね。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） そうです。

◎委員（黒川 武君） それで今、年間施設設備費については、国に対する請願事項の中でも施設設備費を対象にしてくれといったものが上がっていると思うんです。したがって、じゃあ岐阜県や三重県など、この施設設備費というのは、県独自で出しているものだというふうに理解すればよろしいですか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） 岐阜県、三重県ですか。

◎委員（黒川 武君） だって、国庫支出金というのは全国一律の扱いをしますので、岐阜県や三重県が出している施設設備費というのは国庫支出金として出るんじゃないくて、県の補助として出されているものというふうに理解すればよろしいかしら。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） それは違うと思いますけれども。

◎委員（黒川 武君） もちろんお金に色がついているわけじゃないけれども、ただ請願項目の中で、国に対して施設設備費を対象にするということですね。今までは対象になっていなかったんですね。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） そうだね、授業費だけですね。

◎委員（黒川 武君） そういうことですよ。そういうことを考えると、この岐阜県や三重県などは、恐らく県独自の上乗せとして、こういったものを出しているというふうにしか理解できないんですけれど。

〔「これは出しているんじゃないくて親の負担金額ですよ」と呼ぶ者あり〕

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（鷺津喜久枝君） 岐阜県、三重県の数字というのは、行政が出してくれている補助金額ではなくて、親の負担額があらわれていて、国からは一律に就学支援金がおりてきて、愛知

県に、高校生の数掛ける1人単価が出てくるんですけど、それをそれぞれの県に入ったときに、県が丸々高校生に使っていないという実態があるので、こういう開きが出てくるんですね。地方交付税交付金で入ってくると、教育費で入ってきていないものですから、それぞれの県が何に使ってもいいということになって、実際高校生には還元されていないという県もあります。それをここ数年、愛知県は全部還元してくれているので、このような数字になっているんですけれど。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） 岐阜県、三重県はちょっと正確なことはお伝えできずに申しわけありません。

◎委員（黒川 武君） 結構です、ありがとうございます。

◎副委員長（榎谷規子君） この表では、岐阜県、三重県がどれだけの助成をしてもらっているかという表は出ていないもんね。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） それはちょっとわかりません。済みません。

◎委員長（塚本秋雄君） 黒川さん、よろしいですかね。またの機会があれば調べておいていただくということで。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） なければ、質疑を終わります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第6号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第7号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について議題といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 質疑はないようですので、続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第7号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第7号は全員賛成により採択すべきものと決しました。
ありがとうございました。

陳述人の方におきましては、参考人のような丁寧な陳述説明と資料をいただきまして、ありがとうございました。

これで暫時休憩します。どうもありがとうございました。

(休憩)

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

続きまして、請願第8号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」についてを議題といたします。

特に意見、質疑、当局も含めましてございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） 意見はないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第8号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第8号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

次に議案に入るわけですけれども、いかがいたしましょうか。続けてよろしいですか。休憩とりますか。

[発言する者あり]

◎委員長（塚本秋雄君） ここで休憩に入りたいと思います。

午後は1時10分再開いたします。

(休憩)

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、時間が参りましたので、休憩を閉じて午後の厚生・文教常任委員会を再開いたします。

午後の部に当たりましては、議案が3つありますので、順次進めてまいりたいと思います。

では、まず初めに議案第56号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議

題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 2点、お聞かせいただきたいと思います。

まず1つ目は、個人住民税関係で住宅ローン減税が1年半延長するといったことで、この措置によりまして、個人市民税の減収額は全額国費で補填される予定だとの説明はいただいておりますが、その減収額の見込みはどれくらい見込んでみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎税務課主査（大橋 透君） ただいま御質問いただきました住宅ローン控除の減収額であります。この住宅ローン減税については、金融機関等からの借り入れによって住宅を取得した場合に、一定の期間、控除が受けられるものです。

住宅取得については、社会情勢や景気の動向により左右される部分があることから、正確に見込むことは困難なんです。平成26年度では1,912万3,529円を控除しております。ちなみに、平成25年度、平成24年度においても約2,000万円をそれぞれ控除していることから、同等の額が控除されると想定しております。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

もう1点、お聞かせいただきたいと思います。

固定資産税関係で、わがまち特例を導入するということです。それで具体的には、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例が導入されるということでもあります。

それで、現行では3分の2の減額措置が講じてあるところですが、地方税法による特例率によりますと、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下で、市町村の条例で定める割合を減額となっているんですが、改正に当たりまして、現行と同じ3分の2の減額割合ということになっておりますが、なぜ現行と同じような措置をされるのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

◎税務課主査（大橋 透君） このサービス付高齢者向け賃貸住宅がわがまち特例に導入された経緯といたしましては、高齢化が急速に進展する中で、日常生活を営むために必要な福祉サービスが受けられる高齢者向け住宅の供給促進を図ることを目的として導入されたものです。

御質問いただきましたサービス付高齢者向け賃貸住宅の特例割合を現行と

同じ3分の2とする理由ですが、現在、この施設の需要がそれほど高くないというようなことを認識しておりまして、老人保健福祉計画の中においても、このサービス付高齢者向け賃貸住宅を積極的に誘致し、整備していくというような明確な方針がまだ定められておりませんので、現時点では、現行の地方税法に規定されている標準的な率とさせていただくものです。よろしくお願ひします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。結構です。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎委員（鬼頭博和君） 今のサービス付高齢者向け賃貸住宅の件なんですけれども、岩倉市においてはどれぐらいの数があるのか、お教えいただきたいと思ひます。

◎税務課主査（大橋 透君） サービス付高齢者向け賃貸住宅はこれまで市内に対象施設が1施設ありましたが、ことしに入ってから、事業者から愛知県知事へ、このサービス付高齢者向け賃貸住宅事業の廃止届というものが提出されておひまして、受理されておひますので、現在市内では対象となる施設はありません。よろしくお願ひします。

◎委員（鬼頭博和君） わかりました。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎副委員長（榎谷規子君） この市税条例の中には、マイナンバー制度に関係する内容が含まれておひるわけですが、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に合わせるための今度の改正について、具体的に教えていただきたいと思ひます。

◎税務課主査（大橋 透君） 先ほどおっしゃられたとおひ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、今回の市税条例の改正では、各種市税の申請の手続に関して、平成28年1月1日よりその運用を開始するということになっておひますので、市民税、固定資産税、あと軽自動車税と特別土地保有税の減免の申請に住所・氏名とあわせてマイナンバーの記載が必要となることを規定させていただくものです。よろしくお願ひします。

◎副委員長（榎谷規子君） 具体的に27年度の確定申告には、このマイナンバー制度を使つていくということになるんでしょうか。

◎税務課主査（大橋 透君） 確定申告におけるマイナンバーの記載については、平成28年分の所得、つまり平成29年の確定申告時から必要となります。よろしくお願ひします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに質疑はございませんか。なしでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 質疑が終わりました。

次に討論に入りたいと思いますが、討論はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 議案第56号「岩倉市税条例等の一部改正について」、反対討論をいたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に交付され、原則として平成27年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その中に、平成28年1月1日から適用とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に合わせての内容が含まれています。市民税の申告、市税の減免申請等に関して必要とする個人番号または個人番号の規定を整備するという内容が含まれていることについて、マイナンバー制度の実施がいいのかという疑問の立場から賛成するわけにはいきません。

国の主導で進められているマイナンバー制度は、番号カードの交付が自治体の法定受託事務とされたことで、自治体に多くの義務が課されることとなりました。住基ネットのときの自治事務とは大きく変わり、市として不参加・非協力することはできません。個人の情報が国や企業に筒抜けになるなど、国民の管理や統制が強まり、人権が脅かされる可能性をはらむなど、大変重要な問題と考えます。

国会の中でもさまざまな議論がされているところではありますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、意図的に情報を盗み取る人間がいるという問題、一度漏れた情報は流通・買収され、取り返しがつかないという問題、また情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるという4つの大きなリスク・危険性がまだ完全に解消されていないと考えます。

よって、この議案に対して反対といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第56号「岩倉市税条例等の一部改正について」の賛成の討論を行います。

平成27年度の税制改正においては、現在の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生をより確実なものにしていくため、地方創生の支援、国境を越えた取引に係る課税の国際的協調、復興支援、納税環境の整備などについて改正がされました。

このような全体の改正を受けて提案された本議案の主な内容は、個人住民

税では、住宅投資への消費税率引き上げによる影響の標準化や、東日本大震災被災者の再建住宅の取得を促すために住宅ローン減税措置が延長されるもの、また地方創生を促進する観点から、ふるさと納税の寄附金控除額について拡充し、寄附者の控除適用に係る手続の簡素化を目指したふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され、サラリーマンなど給与所得者等が寄附しやすい仕組みが構築されております。

市税の減免手続における申請期限については、従来の納期限前7日から納期期日への規定を改めることにより申請期限が延長されるもの、軽自動車税では、環境性能にすぐれた車両の普及を促進するために、環境性能に応じて税率を軽減するグリーンカー特例措置が設けられたものとなっております。これらの改正は、いずれも納税者の利便性の向上等に配慮した内容であり、理解できます。

また、マイナンバー関連の改正では、法律の施行に伴い、あらかじめ定められた税に関する申請手続について、個人番号、法人番号の記載の必要が生じることから、条例の中で規定を整備するものであり、全体の制度改正の中で必要な手続と考えます。

以上の観点から、議案第56号について賛成といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 以上をもって討論を終結し、採決に入りたいと思います。

議案第56号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第56号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第57号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続きまして、議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題
といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） まず今回、手数料のほうが設定をされました。この
手数料につきましては、市の収入となるものなのでしょうか。この手数料を
受け取った後の処理はどのようになるのかをお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） こちらの手数料の収入に関しましては、
市のほうにまず入ってきますが、国のほうへお支払いする形になりますので、
まだこちらのほうはどのような流れになるか示されてはいませんので、こち
らのほうに入って、多分負担金か何かで支払う形になるとは思われますが、
よろしくお願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎委員（櫻井伸賢君） 今、国のほうへ入るよということだったんですけれ
ども、それじゃあ、一宮市とか江南市だとか小牧市も同じ金額の手数料、例
えばマイナンバーのカード再発行手数料は同額になるというふうになるん
でしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 近隣等、ちょっと調査をさせてもらいま
したが、一応今回の条例で通知カードは500円、個人番号カードは800円で上
げる予定と聞いておりますが、その基準としましては材料費とかの相当額を
国が示しておりますので、それに応じて、こちらのほうの金額を設定させ
ていただきました。よろしくお願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

◎委員（黒川 武君） 2点、お聞かせいただきたいと思います。

通知カードと個人番号カードといった新たな2種類のカードの名称が出て

きますが、どこがどう違うのかと、そののところをまず基本的な部分ですが、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 通知カードのほうに関しましては、住民票を有する全ての方に振り分けられた個人番号、マイナンバーのほうを通知するカードになっております。基本的には、手続でマイナンバーを確認する際に利用することが可能になります。

個人番号カードとの違いですが、個人番号は、それに加え身分証明書として利用することが可能になっております。以上になります。

◎委員（黒川 武君） 今の説明で、ちょっと関連でお聞きしますけれど、10月5日以降に届くのが通知カードだと思うんですね。1月1日以降というのが個人番号カードになると思います。したがって、10月5日以降、通知カードとともに交付申請が多分届くだろうから、交付申請のほうに必要事項を記載して、それぞれ送るという形になるだろうと思うんですね。

これで通知カードを受け取った人が、1月1日以降、個人番号カードと、言ってみれば交換という形になるかと思うんですが、これというのは強制ではありませんよね。任意の形でやればよいというふうには聞いてはいるんですが、その点どうでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 今の御質問では、通知カードをもらいまして、個人番号カードを申請するのが強制かどうかということによろしいでしょうか。

これは任意でございますので、欲しい方が申請していただいて個人番号カードを取得することになっております。よろしくお願ひします。

◎委員（黒川 武君） それでもう1点、質問と申し上げるのは、どうしてもカードということになりますと、手元に置いて、どこかへしまい忘れてきたりとか、あるいは紛失したりとか、あるいは場合によっては落としたりとか、盗難に遭ったりとか、そういうことになった場合に、今回の手数料条例の一部改正の中では再交付の手続が示されておるわけです。

それで、再交付されるカードの個人番号は変わらないものとするならば、そういった個人番号が第三者に渡った場合に悪用されるおそれが出てきはしないだろうかと。個人番号カードの場合は本人の顔写真がつくので、悪用されるといっても一定セーブはされるだろうと思うんですが、通知カードのほうというのは本人の写真がつかないんですよね。なおかつ通知カードというのは、今も答弁があったように、個人番号カードと必ずしもかえなければいけないものでないもんですから、もし通知カードが第三者の手に渡ったりした場合に、成り済ましとか、あるいは悪用されるおそれが出てこないだろう

かなということと、個人番号がもし再交付される場合は、その個人番号そのものは変えることができるのかどうなのか。ちょっとそこのところもお聞きしたいと思います。以上です。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） まず個人番号カードのほうなんですが、それは自由にちょっと個人で決めることはできませんので、国のほうで自動付番されて12桁の番号をいただく形になります。

番号のほうなんですけど、情報漏えいとか不正とか、そういった形で考えられると認められたときは、申請または職権等で変更することが可能になっております。

◎委員（黒川 武君） そうすると、ちょっと確認しますが、もし紛失とか、そういった盗難とか、そういうことで第三者の手に個人番号が渡った場合でも、個人番号そのものを、再交付のときに変更の申請をすれば変えていただけるというふうに理解してもよろしいですか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 今、委員さんの言われたとおりに、情報漏えいとかが認められる場合は変更が可能となっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

◎副委員長（榎谷規子君） これまで持っていらっしゃった住民基本台帳カードは、今後どういうふうになるのでしょうか。返却を求めるということになるんですか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 住基カードのほうは、これまでどおり、個人番号カードを申請しなければ有効期限内まで利用することが可能となっております。

◎副委員長（榎谷規子君） 有効期限が切れたら返却ということになっているんですか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 使用することができなくなります。

◎委員長（塚本秋雄君） 返却するの。しなくていいの、返却は。使用ができませんだけで。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 有効期限が切れますので、つけ加えさせていただきますと、個人番号カードを申請した場合は、必ず住基カードから個人番号カードへ変更になりますので、その際は必ず住基カードのほうは返却していただきます。

◎副委員長（榎谷規子君） 通知カードは全員に郵送されるということなんですが、受取拒否で返送される方がいた場合はどうなるのでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） まず郵便局のほうから郵送されますので、

世帯ごとに。それを拒否された場合は市役所のほうへ戻ってまいります。それからまた通知等していかなければいけないと考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、反対の討論をいたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付事務を廃止するために所要の改正を行うものでありますが、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度について、さきの市民税条例の一部改正の内容と同じく、リスク・危険性がまだクリアになっていないと考えます。よって、この議案に対して賛成するわけにはいかない立場で反対といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 賛成討論、よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） 議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成討論を行います。

背景といたしまして、国のほうで法律が施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります、いわゆるマイナンバー制度が始まるわけですが、その開始に伴い、岩倉市も準備を進めていくわけであります。具体的には平成27年10月から、マイナンバーを通知するための通知カードが順次郵送されます。また、平成28年1月からは、本人の申し出に基づき、顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。これらの交付手数料を定めていくものでありますが、各カードの初回交付手数料は国が費用を負担するため無料としています。紛失・盗難等の理由により再交付する際の手数料については、国の負担はないとのことであります。この手数料は、受益者負担の考え方により有料となるもので、その負担額は、県内自治体と比較しても差がないといった本会議での答弁もありました。また、購入原価等相当額となっているということで適正な負担であると考えます。

以上のことから、この条例の一部改正は必要であり、議案第58号について賛成いたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 以上をもって討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第58号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ほかに陳情等文書表のとおり、陳情が2件、本委員会に送付されております。

陳情第3号におきましては、午前中に陳述人からもお話がありました。陳情の扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

誰か提案はありますか。

◎委員（黒川 武君） 午前中の請願につきましては、従前から国や県に対して拡充を求めるということで、全会一致で午前中に請願2件については採択をしたところがございますが、この第3号の陳情につきましては、市がかかわる授業料の助成の拡充を求めるものであるということがございますので、私はできましたら、やっぱり厚生・文教常任委員会の中で引き続き調査・研究を行いながら、もし必要があるのであれば、また政策提言の現在取り組みを進めているところでございますので、そちらのほうでさらに慎重に調査・研究を進めてはどうかと思っております。

したがって、この場におきましては、この陳情につきましてはすぐ結論が出るものじゃないと思いますので、引き続き厚生・文教常任委員会のほうで調査・研究をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに御意見は。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） なければ、陳情第3号につきましては、黒川委員の提案を受けまして、厚生・文教常任委員会におきまして調査・研究をし、引き続き政策提言につなげるものがあれば、厚生・文教常任委員会のほうで検討を加えていくということとし、2つ目の陳情第4号につきましては、特になければ聞きおくとして各委員の方に熟読をしていただくということでお願いいたしますということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、そのように取り扱いをさせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。